

成田新産業特別促進区域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

令和5年2月現在における千葉県成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町の9市町（以下「成田新産業特別促進区域」という。）の行政区域とする。面積は約9万1,230ヘクタールである。



左：促進区域の千葉県内での位置図
下：促進区域図

成田国際空港（更なる機能強化後）



本区域は、以下の区域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

(地図は別紙 1、2 のとおり)

- ①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ②千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域
- ③自然公園法に規定する県立自然公園
- ④自然公園法に規定する国定公園
- ⑤環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ⑥生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ⑦国内希少野生動植物の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

なお、以下の区域は本区域内に存在しない。

- ①自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域
- ②自然環境保全法に規定する自然環境保全地域
- ③千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
- ④シギ・チドリ類渡来湿地
- ⑤絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ⑥自然公園法に規定する国立公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本区域は、成田国際空港に近接する 9 市町で構成され、千葉県の北東部に位置し、北部は利根川が東西に流れ、東部は太平洋に接している。

地形は、成田市や香取市を中心とした比較的平坦な下総台地、利根川流域と九十九里沿岸に広がる平野となっている。

気候は、下総台地や利根川流域では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる一方、九十九里沿岸では、沖合を流れる暖流（黒潮）の影響を受け、冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候である。

②インフラの整備状況

巨大市場である首都圏に位置し、我が国最大の国際線基幹空港である「成田国際空港」のほか、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）や北千葉道路等の広域的な幹線道路ネットワークも整備されるなど、充実した交通・物流インフラを有している。

ア 成田国際空港

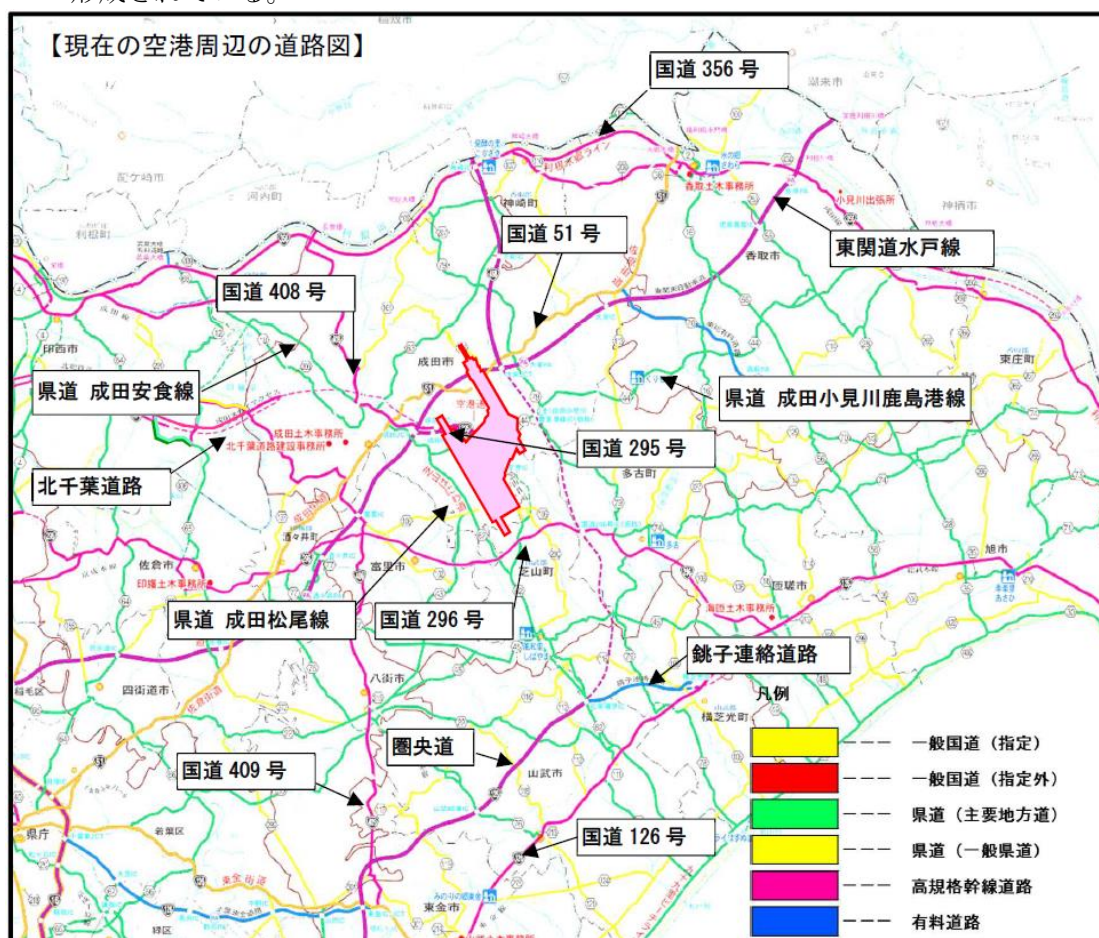
成田国際空港は、東アジア有数の国際線基幹空港として、国内外 107 都市（令和 4 年 11 月時点）と結ばれており、日本の空の表玄関として、本県はもとより、首都圏及び我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点となっている。

こうした中、今後の国際航空需要の伸びへの対応や我が国の国際競争力の向上等

北千葉道路は、東京外かく環状道路（以下「外環道」という。）と成田国際空港を最短で結ぶ延長約 43km の幹線道路であり、このうち、鎌ヶ谷市から印西市間の約 19.7km が開通している。また、印西市から成田市間の約 13.5km については、国と県で共同して整備を進め、これまでに印西市若萩から成田市押畑間の約 9.8km が一部暫定 2 車線で開通しており、現在、成田市押畑から同市大山までの約 3.7km について、県が整備を進めている。さらに、市川市から船橋市間の約 15km 区間については、市川市と松戸市の区間の一般部 3.5km、専用部 1.9km について、令和 3 年度から国の直轄権限代行により事業が進められているところである。

さらに、県では、国道 296 号や県道成田小見川鹿島港線などの道路の整備を進めるとともに、圏央道と成田国際空港を直結する新たなインターチェンジなどの具体化に向け検討を進めているところである。

空港周辺地域の道路状況としては、圏央道に加え、東西に走る東関東自動車道水戸線、銚子連絡道路、国が直接管理する国道の 51 号、県が管理する国道の 126 号、295 号、296 号、356 号、408 号、409 号、464 号（北千葉道路）の幹線道路があり、これら幹線道路にアクセスする県道、市町道をもって、道路ネットワークが形成されている。



出典：成田空港に関する四者協議会「成田空港周辺の地域づくりに関する『基本プラン』」

③産業構造

本区域では、地域の特性を活かし、基幹産業である農業をはじめ、観光業や物流業、製造業などの様々な産業が営まれている。

特に、物流業については、成田国際空港を有する立地環境の優位性や充実した交通・物流インフラを活かした物流関連産業が集積している。

また、平成 28 年経済センサス活動調査における、本区域の「運輸業、郵便業」の付加価値額は 1,044 億円であり、本県の「運輸業、郵便業」の付加価値額の約 23.2%を占めるとともに、本区域の総付加価値額の約 22.6%を占めており、基幹産業として地域経済を牽引している。

農業については、広大な台地を活かして、本県の中心的農業地帯としての役割を果たしており、農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」によると、本区域の令和 2 年の農業産出額は約 1,132 億円であり、そのうち野菜の産出額は、約 400 億円と約 35.3%を占めている。中でも日本一の収穫量を誇るにんじんや、県内 1 位の産出額を誇るすいかの生産地である富里市、県内有数のねぎの生産地である山武市や横芝光町をはじめ、県内 1 位の産出額を誇る香取市の米や成田市のサツマイモなど、地域の特性を活かした作物が生産されている。また、畜産においては県内 2 位の産出額を誇る香取市など、本区域の農業は本県産業を力強く支えている。

また、多古町の「多古米」、栄町の黒大豆「どらまめ」、富里市の「富里すいか」、「富里にんじん」、横芝光町の「ひかりねぎ」、山武市の「九十九里 海っこねぎ」などブランド力のある農産物も生産されている。

観光業については、栄町の体験博物館「県立房総のむら」をはじめ、日本遺産に認定された成田市の「成田山門前の町並み」や香取市の「佐原の歴史的町並み」、さらには平成 28 年度に本県で初めてユネスコの無形文化遺産に登録された香取市の「佐原の山車行事」など、多くの文化財に恵まれている。そのほかにも、富里市の「スイカロードレース」、山武市の「蓮沼海浜公園」や、多古町の「日本寺」、芝山町の「芝山仁王尊」、横芝光町の年間を通じてサーフィンが楽しめる「屋形海岸」、そして、神崎町の「発酵の里こうざき」や、多古町の「多古あじさい館」をはじめとする 6 か所のバラエティーに富んだ「道の駅」、富里市の「末廣農場」をはじめとする観光・交流拠点など、多くの観光資源を有している。

製造業については、香取市や神崎町の酒蔵をはじめとした酒造業、横芝光町の食肉加工業、香取市の外房の海の幸を活かした水産加工業、山武市の地域材による木製品製造業など、地域の特性を活かした多彩な産業を展開している。

また、令和 2 年工業統計調査（令和元年実績）によると、本区域の製造品出荷額等は 7,379 億円であり、産業分類別では食料品製造業が最も多く 1,949 億円で約 26.4%を占めており、本区域の製造業を支えている。

④人口分布の状況

令和 2 年の国勢調査において、本区域の人口は約 37 万人であり、平成 27 年からの 5 年間で約 1 万人減少している。平均年齢は 49 歳と全国平均よりも 1 歳高く、また、65 歳以上の高齢者の割合は 31.2%と全国平均よりも 3 ポイント高く、高齢化率が比較的高い。

加えて、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」によると、本区域の人口は、2030 年には 33 万 5 千人、2040 年には 29 万 5 千人、2045 年には 27 万 5 千人まで減少することが予想されている。

また、65 歳以上の高齢者の割合は、2030 年には 34.6%、2040 年には 38.5%、2045 年には 39.8%まで高まることが予想されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

成田国際空港の更なる機能強化の実現により、航空機発着回数が 50 万回に達した際、航空旅客数は 7,500 万人、国際航空貨物量は 300 万トンとなる見込みであり、併せて、空港内従業員数も現在の 4.3 万人から約 3 万人増加となる約 7 万人が必要となることを見込まれている。これに伴い、空港周辺 9 市町においても約 2 兆 5,478 億円の経済波及効果が見込まれている。「実施プラン」では、こうした成田国際空港の更なる機能強化を空港周辺地域の一層の発展に向けたチャンスと捉え、民間の活力を取り込みながら、「地域の発展」と「空港の発展」が好循環する地域づくりを目指すこととしている。

こうした地域づくりに向けて、空港外においても、空港の立地を活かした物流関連産業をはじめとした地域の特性を活用した事業展開を行う事業者が地域経済を牽引することで、成田国際空港の更なる機能強化の効果を高めていく必要がある。

また、今後、成田国際空港の更なる機能強化に加えて、圏央道をはじめとする道路網の整備も相まって、空港周辺地域は、都心からの利便性や立地環境の優位性が飛躍的に高まることとなる。

このため、成田国際空港の更なる機能強化と本区域の地域づくりとを表裏一体ととらえ、「空港づくりは地域づくり」の理念のもと、「地域の発展」と「空港の発展」が好循環する地域づくりの実現に国、県、空港周辺 9 市町、空港会社とが連携して取り組むとともに、本計画の目指すべき地域の将来像として、成田新産業特別促進区域において、空港の機能との一体的利用の観点から必要となる物流施設等の整備などを通じて、国内外に豊富なネットワークを有し、国内最大の貿易港である成田国際空港を核とした、国際的な産業拠点の形成を目指していく。

(成田国際空港の更なる機能強化による経済波及効果)

航空機発着回数 50 万回時における航空輸送費、貨物取扱業者の売上や航空関連産業の売上など、年間の経済波及効果は、全国で約 10 兆 4,160 億円が見込まれている。そのうち、本区域への波及効果は約 2 兆 5,478 億円が見込まれている。

区分	2015 年 【A】	50 万回時 【B】	押し上げ効果 （【B】 / 【A】）
全国	5 兆 284 億円	10 兆 4,160 億円	約 2.1 倍
うち本区域	1 兆 4,034 億円	2 兆 5,478 億円	約 1.8 倍

（出典）成田空港に関する四者協議会「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	698 百万円	—

(算定根拠)

1 件あたり 58.32 百万円の付加価値額をもたらす地域経済牽引事業を 9 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で 1.33 倍（平成 27 年千葉県産業連関表における全産業平均の生産波及効果係数）の効果をもたらした場合、促進区域における付加価値額は、698.09 百万円（≒698 百万円）増加することになる。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認事業件数	—	9 件	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

本計画「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加額が 5,832 万円（千葉県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 28 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 6.4%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6.4%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 6.4%以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の給与総額が開始年度比で 6.4%以上増加すること

なお、(2)、(3)の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場

合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①成田国際空港を結節点とした圏央道・北千葉道路等の交通・物流インフラを活用した物流関係分野

（２）選定の理由

①成田国際空港を結節点とした圏央道・北千葉道路等の交通・物流インフラを活用した物流関係分野

成田国際空港株式会社は、年間発着容量 50 万回時の成田空港の将来構想をとりまとめ、中長期経営構想（平成 31 年 3 月）として公表しており、航空旅客数は平成 30 年度実績の 4,318 万人から 7,500 万人に増加し、国際航空貨物量は平成 30 年度実績の 213 万トンから 300 万トンに増加すると見込んでいる。

また、本区域では、成田市や芝山町を中心に 39 社のフォワーダー（※₁）が立地しており、保税蔵置場としての役割を担うなど、国際空港地域ならではの、全国でも類を見ない規模の物流関連産業の集積が見られている。

さらに、「1（２）②インフラの整備状況」で記載したとおり、近年、交通・物流インフラの整備が進展しており、その整備効果も表れている。

圏央道においては、平成 25 年に東金ジャンクションから木更津ジャンクション間が開通し、例えば、高速バスの所要時間について、茂原駅～横浜駅が 117 分から 96 分に短縮された。

北千葉道路においては、外環道と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力強化や、災害時における緊急輸送ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化など、地域の活性化に寄与することが期待されている。

このほか、東西に走る東関東自動車道水戸線や銚子連絡道路などの幹線道路と合わせて広域的な幹線道路ネットワークが形成されている。

また、令和 4 年 1 月には、農水産物の加工や海外への輸出に必要な手続きを市場内で完結することができる「ワンストップ輸出機能」を備えた日本初の物流拠点として、新生成田市場が開場し、よりスムーズに、より新鮮な農水産物の輸出が可能となった。

こうした交通・物流インフラの整備に伴い、本区域の空港近接地域やインターチェンジ周辺地域に物流施設の立地が増加しており、成田国際空港の更なる機能強化も相まって、今後も、空港の機能との一体的利用の観点から必要となる物流施設の立地が期待される。

以上のことから、成田国際空港を結節点として、整備が進展している交通・物流インフラを活用した物流関係分野における地域経済牽引事業を促進する。

※₁ 自らは輸送手段を持たず、船舶・航空機・トラック・鉄道等を利用し、荷主と直接契約して貨物輸送を行う事業者のこと。

【空港周辺のフォワーダー施設】



出典：成田国際空港株式会社

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的に対応していく。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関係施策

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、これまでも、戦略的な企業誘致など、県・市町村・地元関係者等が連携した地域振興等の地方創生関連施策を実施してきたところである。

今後も、各地域における課題解決に向け、様々な分野で中小企業や大学など多様な主体が連携して取り組む実証実験を支援するなど、様々な地方創生関係施策を検討し、本計画に係る地域経済牽引事業を促進する。

②既存支援施策の充実等

設備投資が活発に行われ、地域経済が活性化するように、昨今の社会環境の変化を受けた中小企業等の事業再構築や事業承継を支援するなど、支援施策の充実等を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①オープンデータサイト

行政機関や民間企業に蓄積されている膨大なデータを利活用することは、新たなビジネスの創出や、より効果的な行政サービスの提供にもつながるものであり、本県にとっても、地域が抱える課題の解決や観光、産業振興など、幅広い分野での活用が期待される。

このため、本県では、現在ホームページ上にオープンデータサイトを開設し、県が保有する年齢階級ごとの県民の健康状況や製造品目ごとの出荷先のデータなどを、県民や企業関係者が二次利用しやすい形で提供しているところである。今後は、オープンデータサイトの更なる充実を図るとともに、現在策定作業中の「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」に基づき、官民データの利活用について、より総合的、体系的な推進を図る。

（オープンデータサイトURL）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/opendata/index.html>

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

千葉県及び各市町の担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、県と市町で連携を取り、対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①インフラの整備

道路ネットワークについては、県内外と成田国際空港との人・モノの流れを円滑化し、物流の効率化、企業立地の促進、観光振興を図るために、圏央道や北千葉道路などの広域的な幹線道路の整備を進めていく。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和4年度 (初年度)	令和5年度 ～8年度	令和9年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①地方創生関係施策	運用	運用	運用
②既存支援施策の充実等	検討	検討	検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータサイト	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	設置、運用	運用	運用
【その他】			
①インフラの整備	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、関係市町のほか、地域の商工会議所や商工会、金融機関、成田国際空港株式会社等が連携し、地域経済牽引事業に取り組む事業者の支援を重点的に行うとともに、千葉県産業振興センター等の県内支援機関との連携により、必要な経営支援等を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人千葉県産業振興センター

公益財団法人千葉県産業振興センターは、中核的支援機関、千葉県中小企業支援センター、経営革新等支援機関としての役割を有しており、企業、大学、金融機関及び行政機関との連携の下に、新事業・新産業創出の支援、中小企業の経営基盤の強化、産業人材の育成等、幅広い分野において県内産業の振興を図るべく、チャレンジ企業支援センター等において各種支援を行うなど総合的な中小企業支援を展開する。

②各商工会議所（成田商工会議所、佐原商工会議所）

本区域内には2商工会議所があり、県内商工業の総合的な改善発達を図り、もって本県経済の発展に寄与することを目的として、中小企業の経営指導、経済動向調査、人材確保のための支援などを行う。

③各商工会（成田市東商工会、富里市商工会、香取市商工会、山武市商工会、栄町商工会、神崎町商工会、多古町商工会、芝山町商工会、横芝光町商工会）

本区域内には9商工会があり、県内商工業の振興に寄与することを目的として、事業資金のあっせんや経営相談内容に応じた専門家派遣など各種事業を行う。

④株式会社千葉銀行

本県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、県内に155店舗（うち本区域内11店舗）を有している。業種別の専門担当者による成長分野のビジネスサポートに取り組んでいるほか、海外拠点や提携銀行などの海外ネットワークの活用により、海外最新情報

の提供や、海外ファイナンスをはじめとした、事業活動のグローバル化の支援に取り組んでいる。

⑤株式会社京葉銀行

本県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、県内に 117 店舗（うち本区域内 23 店舗）を有している。外部専門機関と連携し、海外情勢、各種支援策などの情報提供、個別の相談業務を通じ、地元企業の海外ビジネス支援を行う。

⑥株式会社千葉興業銀行

本県を主要な営業基盤とする地方銀行であり県内に 72 店舗（うち本区域内 3 店舗）を有している。海外ビジネス展開を行う事業者に対し、専門担当者が貿易実務相談をはじめ、各種貿易金融サービスの提供、為替管理手法の導入支援などのコンサルティング業務を行う。

⑦成田国際空港株式会社

成田国際空港株式会社は、国内外に豊富なネットワークを有し、国内最大の貿易港である成田国際空港の運営等を行っていることから、事業者に対して、航空物流分野等における地域経済牽引事業を促進するために必要な情報提供等を行う。

⑧成田空港活用協議会

成田空港活用協議会は、経済団体、企業、地方自治体等を会員として構成される協議会である。成田国際空港を活用した県経済の活性化や、空港を利用する人流・物流の拡大に資する事業として、セミナーの開催などの諸事業を、会員相互の連携及び協働のもとに行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

本県では、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、快適な環境の実現を図っていくため、平成 7 年 3 月に「千葉県環境基本条例」を制定した。本条例は環境基本法との整合を図り、環境の保全に係る基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を示したものである。

また、本条例の基本理念を実現するための計画として、平成 8 年に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきた。しかしながら、地球温暖化防止など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成 20 年に第二次計画を策定した。さらに、平成 27 年には、東日本大震災に起因する新たな環境問題に対応するため、第二次計画を一部改訂した。また、本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、平成 31 年に第三次計画を策定した。

地域経済牽引事業を行おうとする者が、新規開発を行う場合は、千葉県自然環境保全条例に基づき自然環境保全協定や緑化協定を締結するなど、周辺土地利用に鑑みて可能な限り環境に影響を与えないよう配慮し、国・県・市町村の関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に

配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うに当たっては、環境影響評価制度などの適切な運用を図るとともに、周辺住民への理解を求め、情報提供等広報活動を推進するものとする。

また、本計画1(1)に記載したとおり、本区域は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区」、「千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域」、「自然公園法に規定する県立自然公園」、「自然公園法に規定する国定公園」、「環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」、「国内希少野生動植物の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等」を含むものであるため、これらの環境保全上重要な地域内及びこれらの区域に近接している区域での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、千葉県環境生活部をはじめとする関係機関と十分な調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行うものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

本県においては、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年11月に策定した「道路等」、「住宅」、「学校等」に関する3つの指針に基づき、各種取組を推進している。

犯罪の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であることから、地域経済牽引事業を行おうとする者は、本条例の趣旨を勘案し、引き続き安全な住民生活の保全に取り組むものとする。

(3) その他

P D C A体制の整備等

毎年1回、年度末から年度当初の時期を目安に千葉県、市町及び地域経済牽引支援機関で基本計画及び承認地域経済牽引事業計画の効果の検証と事業の見直し等に関する協議を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和9年度末日までとする。